

平成23年5月11日
朝日生命保険相互会社

東日本大震災により被災された方々に対する 保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

このたびの東日本大震災で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

朝日生命保険相互会社（社長 佐藤美樹）では、このたびの震災で被災された方々を支援するため、保険料払込猶予期間の延長（最長平成23年9月末日まで）に関する特別取扱いを実施しておりますが（平成23年3月12日公表）、これまでの被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記のとおり追加の特別取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期間の再延長

お客様からのお申し出（※）により、保険料のお払込みを猶予する期間を平成23年12月末日まで延長させていただきます。

※このお取扱いは、平成23年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間内に通常通りのお払込みをいただけないご契約が対象となります。

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

猶予期間分の保険料（※）につきましては、平成23年12月末日までにお払込みいただく必要がございます。

ただし、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合は、平成24年1月より継続して保険料をお払込みいただくことにより、猶予期間分の保険料のお払込期日を平成24年10月末日まで延長させていただきます。

※1か月単位で分割してお払込みいただくことも可能です。ただし、年払・半年払のご契約について1か月単位での分割払込みをご希望される場合は、所定のお手続きが必要となります。

お客様サービスセンター

0120-714-532（通話無料）

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

（但し、祝日、12月31日～1月3日を除く）